



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

- 繊維製品品質表示規程の一部を改正する件(消費者庁六)
- 電気機械器具品質表示規程の一部を改正する件(同七)
- 歳入徴収官事務規程第十二条の二及び第二十八条の三第五項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件の一部を改正する件
- (財務三一五)
- 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件
- (財務・農林水産二二)
- 種苗法第二十一条の二第三項の規定に基づき届出に係る事項を公示する件(農林水産二一六三、二一六四)
- 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件(防衛二六三)
- 防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第六条の規定により、対象施設の管理者として指定した件(同二六四)

至 元 二 二 三 一

(官庁報告)

産 業

日本産業規格(経済産業省)

(公 告)

諸 事 項

官庁

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係

裁判所

破産、免責関係

特殊法人等

税理士証票無効・登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒処分関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

会社決算公告

五 六 六 三 三 三

告

示

○消費者庁告示第六号
家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第三条第一項の規定に基づき、繊維製品品質表示規程(平成二十九年消費者庁告示第四号)の一部を次のように改正したので、同法第三条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき告示する。
令和三年十二月二十日
消費者庁長官 伊藤 明子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第六（第六条関係）				別表第六（第六条関係）			
分類	繊維等の種類			分類	繊維等の種類		
	指定用語				指定用語		
〔略〕	合成繊維	ポリアクリルニトリル		〔同上〕	合成繊維	ポリアクリルニトリル	
		系合成繊維				系合成繊維	
		アクリルニトリルの質量割合が八十五パーセント以上のもの	その他のもの			アクリルニトリルの質量割合が八十五パーセント以上のもの	その他のもの
		モダクリル	アクリル			アクリル系	アクリル

備考 表中の「」の記載は注記である。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第一条関係）		別表第一（第一条関係）	
電気機械器具	品質に関し表示すべき事項	電気機械器具	品質に関し表示すべき事項
テレビジョン受信機	一 区分名（産業用のもの、テレビジョン放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）による国内基幹放送（同法第十五条に規定する国内基幹放送をいう。）を受信することができないもの、映像を表示する装置であつて直視型でないもの、表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が十以下のもの、ワイヤレス方式のもの及び電子計算機用ディスプレイであつてテレビジョン放送受信機能を有するも	テレビジョン受信機	一 区分名（産業用のもの、海外からの旅行者向けのもの、背面投射型のもの、表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が十以下のもの及びワイヤレス方式のものを除く液晶テレビ及びプラズマテレビに限る。三においても同じ。）

【略】

のを除く液晶テレビ及び有機ELテレビに限る。三においても同じ。
三・四 【略】

別表第二(第二条関係)

二 テレビジョン受信機

(一) 年間消費電力量

年間消費電力量の表示に際しては、別記イからトまでに掲げる方法で測定した動作時消費電力、節電機能による低減消費電力、動作及び録画時消費電力、録画時消費電力、電子番組表(以下「EPG」という)取得時の消費電力、待機時消費電力及び年間基準EPG取得動作時間から、A又はBに掲げる式により算出した数値である年間消費電力量を整数で、キロワット時毎年の単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス五パーセント以内とする。

A. 録画装置内蔵型テレビ

$$E = (P_o - P_a / 4) \times 1715.5 + (P_{orec} - P_a / 4) \times 146 + P_{rec} \times 146 + P_{epg} \times 1epg + P_s \times (6752.5 - 1epg) / 1000$$

この式において、E、 P_o 、 P_a 、 P_{orec} 、 P_{rec} 、 P_{epg} 、 P_s 及び $1epg$ はそれぞれ次の数値を表すものとする。

E：年間消費電力量(単位 キロワット時毎年)

P_o ：動作時消費電力(単位 ワット)

P_a ：節電機能による低減消費電力(単位 ワット)

P_{orec} ：動作及び録画時消費電力(単位 ワット)

P_{rec} ：録画時消費電力(単位 ワット)

P_{epg} ：EPG取得時の消費電力(単位 ワット)

P_s ：待機時消費電力(単位 ワット)

$1epg$ ：年間基準EPG取得動作時間(単位 時)

B. 録画装置内蔵型テレビ以外のテレビ

$$E = (P_o - P_a / 4) \times 1861.5 + P_{epg} \times 1epg + P_s \times (6898.5 - 1epg) / 1000$$

この式において、E、 P_o 、 P_a 、 P_{epg} 、 P_s 及び $1epg$ はそれぞれ次の数値を表すものとする。

E：年間消費電力量(単位 キロワット時毎年)

P_o ：動作時消費電力(単位 ワット)

P_a ：節電機能による低減消費電力(単位 ワット)

P_{epg} ：EPG取得時の消費電力(単位 ワット)

P_s ：待機時消費電力(単位 ワット)

$1epg$ ：年間基準EPG取得動作時間(単位 時)

(別記) 測定方法

イ P_o …動作時消費電力(ワット)

① 動作時消費電力は、IEC62087-2:2015 Ed.1.0に規定する動画映像信号の表示時の電力とする。

【同上】

三・四 【同上】

別表第二(第二条関係)

二 テレビジョン受信機

(一) 年間消費電力量

A. ブラウン管テレビ

年間消費電力量の表示に際しては、イからハまでに掲げる方法で測定した動作時消費電力、待機時消費電力及び節電機能による低減消費電力より、まず動作時消費電力から節電機能による低減消費電力の四分の一を減じた数値と年間基準動作時間千六百四十二・五時間の積による年間動作時の消費電力量を算出し、次に待機時消費電力と年間基準待機時間七千七百十七・五時間の積による年間待機時の消費電力量を算出し、その和の数値である年間消費電力量をキロワット時毎年の単位で整数により表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス十パーセント以内とする。なお、この表示に必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機(直視管型のブラウン管を有するものに限る)で、交流の電路(定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト)に使用されるものとする。

イ 動作時消費電力は、フラットレベル白信号時の消費電力及びフラットレベル黒信号時の消費電力の平均値とする。なお、入力信号により消費電力が異なるよう設計されたもの場合には、入力信号ごとに消費電力をそれぞれ測定し、それらの消費電力の最大値と最小値の平均を動作時消費電力とする。

ロ 待機時消費電力は、主電源によって電源を切った場合の消費電力と主電源を入れた状態で、かつリモコンによって電源を切った場合の消費電力の平均値とする。ただし、電源スイッチが主電源又はリモコンのいずれか一方のみのものについては、電源スイッチを切った状態の消費電力を待機時消費電力とする。

ハ 節電機能による低減消費電力は、映像信号としてカラーバー信号を用い、次のいずれかの値のうち大きい数値とする。

① 周辺照度に応じて映像を自動的に制御する自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度三百ルクス以上の状態において測定した消費電力から周辺照度〇ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とする。

② 節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とする。

ニ イからハまでの消費電力の測定は、次に掲げる場合を除き、日本産業規格C61001-1(テレビジョン受信機試験方法第一部：一般的事項―高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電気的測定)の三・一(一般的状态)に規定する条件の下で行うものとする。

① テレビのコントラスト調整は、イ及びロにおいては、フラットレベル白信号受信時消費電力が最大となるように、ハにおいては、工場出荷時の位置に設定すること。

- ② 動画映像信号の入力端子はHDMI端子を基本とすること。ただし、HDMI端子を有しない場合は地上放送波帯信号入力とし、地上放送波帯信号入力も有しない場合は衛星放送波帯信号入力とすること。
- ③ 測定は節電機能が作動しない状態で行うこと。
- ④ 動画映像信号の消費電力量は、積算電力計を用いて十分間測定した積算電力の値に六を乗じて求めること。
- ロ 節電機能による低減消費電力（ワット）

節電機能による低減消費電力は、 P_{A1} 又は P_{A2} とし、イと同じ方法で測定すること。ただし、次の①又は②に掲げる事項については、①又は②に定める条件で測定すること。なお、①又は②の節電機能が作動している状態の時は、輝度条件（測定条件①i及びiiの測定条件）は適用しない。

① P_{A1} ：自動輝度調整機能による低減消費電力（ワット）

自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度三百ルクス以上の状態において測定した消費電力又は自動輝度調整機能を切った状態の消費電力のいずれか小さい方から周辺照度〇ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた値とすること。

② P_{A2} ：節電スイッチによる低減消費電力（ワット）

節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とすること。

ハ P_{ORG} ：動作及び録画時消費電力（ワット）

① 動作及び録画時消費電力は、IEC62087-2:2015 Ed1.0に規定する動画映像信号を表示した状態で内蔵のチューナーシステムと内蔵のHDD又はSSDを用いて番組録画を行っている状態の電力とすること。

② 表示する動画映像信号の入力端子はHDMI端子を基本とすること。ただし、HDMI端子を有しない場合は地上放送波帯信号入力とし、地上放送波帯信号入力も有しない場合は衛星放送波帯信号入力とすること。

③ 録画信号の入力端子は地上放送波帯信号入力を基本とすること。ただし、地上放送波帯信号入力を有しない場合は衛星放送波帯信号入力とすること。また、録画信号の映像音声は任意のものとし、HDMI端子を有しない場合で、かつ、内蔵するチューナー数が二つ以上の場合には、表示する動画映像信号と録画信号を異なるチューナーで処理すること。

④ 録画モードは受信したトランスポートストリーム信号をそのまま記録するモードとすること。

⑤ 測定は節電機能が作動しない状態で行うこと。

⑥ 動画映像信号の消費電力量は、積算電力計を用いて十分間測定した積算電力の値に六を乗じて求めること。

ニ P_{REC} ：録画時消費電力（ワット）

① 録画時消費電力は、リモコンで電源を入れることができる状態で内蔵のチューナーシステムと内蔵のHDD又はSSDを用いて録画を行っている状態の電力とすること。

② 録画信号の入力端子は地上放送波帯信号入力を基本とすること。ただし、地上放送波帯信号入力を有しない場合は衛星放送波帯信号入力とすること。また、録画信号の映像音声は任意のものとすること。

② テレビの明るさ調整は、工場出荷時の位置に設定すること。

③ テレビの音声出力は、日本産業規格C6101-1（テレビジョン受信機試験方法第一部：一般的事項—高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電氣的測定の四・二・一（試験方法）に規定する設定とする。

④ 衛星放送受信アンテナ電源や付加機能類のうち、任意にON/OFFできるものは、OFFにすること。

⑤ 測定は、測定信号切替時を含めて受信機が十分安定した状態に達してから行うこと。

ホ イからハまでの消費電力の測定において、信号の入力は、次に定めるところによるものとする。

① 地上波帯信号（アナログ又はデジタル）又はベースバンド信号の入力による測定

i 映像信号は、日本産業規格C6101-1（テレビジョン受信機試験方法第一部：一般的事項—高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電氣的測定）の三・二・一（試験映像信号）に規定するフラットレベル白信号、フラットレベル黒信号又はカラーバー（七十五/〇/七十五/〇）信号を用いること。

ii 音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とすること。

iii アナログ入力信号は、同規格のC6101-1の三・三（高周波テレビジョン信号）を用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス三十九デシベル（ミリワット）とすること。

iv デジタル入力信号レベルは、放送局による標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠した信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十九デシベル（ミリワット）とすること。

② 衛星放送波帯信号（アナログ又はデジタル）の入力による測定

i 映像信号は、日本産業規格C6101-1（テレビジョン受信機試験方法第一部：一般的事項—高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電氣的測定）の三・二・一（試験映像信号）に規定するフラットレベル白信号、フラットレベル黒信号又はカラーバー（七十五/〇/七十五/〇）信号を用いること。

ii 音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とし、PCM変調の変調率を最大変調時のマイナス十八デシベルとすること。

iii アナログ入力信号については、放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十五デシベル（ミリワット）とすること。

iv デジタル入力信号については、十一・七ギガヘルツ十二・二ギガヘルツの周波数帯の放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十五デシベル（ミリワット）とすること。

B. 液晶テレビ及びプラズマテレビ

年間消費電力量の表示に際しては、イからニまでに掲げる方法で測定した動作時消費電力、待機時消費電力、節電機能による低減消費電力及び電子番組表（以下「EPG」という）取得時の消費電力より、まず動作時消費電力から節電機能による低減消

- ③ 録画モードは受信したトランスポートストリーム信号をそのまま記録するモードとすること。
- ④ 測定は節電機能が作動しない状態で測定すること。
- ホ P_{avg}: EPG取得時の消費電力(ワット)
- EPG取得時の消費電力は、デジタル放送(電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二条第一項第二十八号の八に規定する「デジタル放送をいう。以下同じ。))用EPGデータ取得動作時の消費電力とする。
- ヘ P_s: 待機時消費電力(ワット)
- ① 待機時消費電力は、リモコンで電源を入れることができる状態での消費電力とすること。ただし、リモコンで電源を入れる機能がないものについては、本体の電源スイッチで電源を入れることができる状態での消費電力とすること。
- ② 日本産業規格C62301:2016(家庭用電気機器―待機時消費電力の測定方法)で規定する試験条件、測定装置及び手順で測定すること。
- ト E_{avg}: 年間基準EPG取得動作時間(単位: 時)
- ① 年間基準EPG取得動作時間は、一日当たりのEPG取得動作時間に三百六十五を乗じた値とすること。
- ② EPGデータを取得する局数は東京都を基準とすること。
- ③ テレビを毎日視聴しEPGを取得していることを基本とすること。
- ④ EPGは出荷時にOFFの設定であっても、EPG取得時の電力量は年間消費電力量の算出に入れること。
- チ 測定条件
- 消費電力の測定は、IEC62087-3:2015 Ed.1.0 (5 Measurement conditions) に規定する条件及び測定装置の下で行うこと。ただし、次の①から⑦までに掲げる事項については、①から⑦までに定める条件で測定すること。
- ① イからハまでの測定の際に設定する輝度は、機器の最大輝度に応じて次のi又はiiに定める事項のとおりにすること。
- i 機器の最大輝度が三百五十カンデラ毎平方メートル未満であるときは、エネルギー消費効率の測定に用いる輝度設定を最大輝度の六十五パーセント以上とすること。
- ii 機器の最大輝度が三百五十カンデラ毎平方メートル以上であるときは、エネルギー消費効率の測定に用いる輝度設定を二百二十八カンデラ毎平方メートル以上とすること。
- ② 最大輝度を測定するときは、次のiからivまでに定める事項のとおりにすること。
- i ユーザーが選択可能な画質モードの中で最も高輝度となる設定とすること。
- ii 自動調整機能を切る。ただし、自動調整機能を切ることができない機器は画面が最も高輝度となる周辺光をセンサー部に入力すること。
- iii 節電スイッチを切ること。

- 費電力の四分の一を減じた数値と年間基準動作時間千六百四十二・五時間の積による年間動作時の消費電力量を算出し、次に待機時消費電力と年間基準待機時間七千七百十七・五時間から年間基準EPG取得動作時間を減じた数値の積による年間待機時の消費電力量を算出し、更にEPG取得時の消費電力と年間基準EPG取得動作時間の積による年間EPG取得時消費電力量を算出し、それらの和の数値である年間消費電力量をキロワット時毎年の単位で整数により表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス五パーセント以内とする。なお、この表示に必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機(直視型のバックライトを使用した液晶パネル又はプラズマディスプレイパネルを有するものに限る。)で、交流の電路(定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト)に使用されるものとする。
- イ 動作時消費電力は、映像信号としてIEC62087Ed.2.0に規定する「IEC62087:2008 video content_DVD_60又はIEC62087:2008 video content_BDのブロードキャストコンテンツのうち垂直周波数が六十ヘルツ用の動画信号(以下「動画映像信号」という。)を用いて動画表示をする際の消費電力の平均値とし、節電機能が作動しない状態で測定すること。なお、入力信号により消費電力が異なるよう設計されたものの場合には、入力信号ごとに消費電力をそれぞれ測定し、それらの消費電力の最大値と最小値の平均を動作時消費電力とすること。
- ロ 待機時消費電力は、主電源によって電源を切った場合の消費電力と主電源を入れた状態であつてリモコンによって電源を切った場合の消費電力の平均値とする。ただし、電源スイッチが主電源又はリモコンのいずれか一方のみのものについては、電源スイッチを切った状態の消費電力を待機時消費電力とする。
- ハ 節電機能による低減消費電力は、映像信号として動画映像信号を用い、次のいずれかの値のうち大きい数値とする。
- ① 周辺照度に応じて映像を自動的に制御する自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度三百ルクス以上の状態において測定した消費電力又は節電機能スイッチを切った状態の消費電力のいずれか小さい方から周辺照度〇ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とする。
- ② 節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とする。
- ニ EPG取得時の消費電力は、デジタル放送用EPGデータ取得動作時の消費電力とする。
- ホ イからニまでの消費電力の測定は、次に掲げる場合を除き、日本産業規格C61011-1(テレビジョン受信機試験方法第一部:一般的事項―高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電氣的測定)の三・一(一般的状态)に規定する条件の下で行うものとする。
- ① 液晶テレビにあつては、コントラスト及び明るさ並びにバックライト調整、プラズマテレビにあつては、コントラスト及び明るさ調整は、工場出荷時の位置に設定すること。ただし、使用者が最初に電源を入れた時、これらの画質モードを

- iv 輝度を安定させるため最低十分間ブロードキャストコンテンツを表示した上で、輝度を測定するときの映像信号 IEC62087-2:2015 Ed.10 (4.2.2.1 three bar video signal) に切り替え、表示されてから三十プラス・マイナス五秒後に画面中央の輝度を測定すること。
- ③ エネルギ―消費効率を測定するときは、次の i から iv までに定める事項のとおりにすること。
- i 出荷設定 (IEC62087-3:2015 6.3.10.1 Default settings) から輝度を調節する項目以外を調節しないこと。
- ii 自動調整機能を切る。ただし、自動調節機能を切ることができない機器はセンサー部において測定される周辺光条件を② ii の状態から変化させずに電力と輝度の測定を行うこと。
- iii 節電スイッチを切ること。
- iv 輝度を安定させるため最低十分間ブロードキャストコンテンツを表示した上で、輝度を測定するときの映像信号 IEC62087-2:2015 Ed.10 (4.2.2.1 three bar video signal) に切り替え、表示されてから三十プラス・マイナス五秒後に画面中央の輝度を測定すること。
- ④ i から八までに掲げる事項の測定の際に設定する音声出力は、日本産業規格 C 六二〇一一・一九九八 (テレビジョン受信機試験方法) 四・二・一に規定されている設定にすること。
- ⑤ i から八までに掲げる消費電力の測定の際は、BS アンテナの電源や付加機能類のうち、任意に ON/OFF ができるものは、OFF にすること。
- ⑥ 電源に一次電池又は蓄電池 (以下「バッテリーパック」という。) を使用する機器について、i から八までに掲げる消費電力の測定を行う場合には、次の i から iii までに定める事項のとおりにすること。
- i 機器と共に出荷する外部電源を使用して交流電源に接続すること。
- ii 着脱可能なバッテリーパックを搭載する機器はバッテリーパックを取り外すこと。
- iii バッテリーパックを搭載しないと動作が不可能な機器及び着脱不可能なバッテリーパックを内蔵している機器は、バッテリーパックからの電力供給を無効にすること (満充電状態で外部電源から給電することでバッテリーパックからの電力供給を無効にする、メニュー画面での設定により無効にする等その手段は問わない)。
- ⑦ i から八までに掲げる消費電力の測定の際は、測定信号切替時及び待機時も含めて受信機の各部温度や処理状態等が安定した上で測定した値を採用すること。
- 入力信号
- 消費電力の測定において用いる動画映像信号は、IEC 62087-2:2015 video content BD のブロードキャストコンテンツ (四・一・三) のうち垂直周波数六十ヘルツ用の信号とし、信号の入力は、次の①から③までに定める事項のとおりにすること。
- ① HDMI 端子の入力による測定
- HDMI 端子より入力する信号のフォーマットは、一〇八〇i 五十九・九四ヘルツとすること。また、色方式と色深度は YCbCr 二十四ビットとすること。

- 選択できるメニューが表示され、使用者が標準状態モードを選択できる機種にあつては、標準状態 (一般的に家庭で使用するメーカー推奨状態) に設定すること。
- ② テレビジョン受信機の音声出力は、日本産業規格 C 六二〇一一 (テレビジョン受信機試験方法第一部：一般的事項―高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電氣的測定) の四・二・一 (試験方法) に規定する設定とする。
- ③ 衛星放送波受信アンテナ電源や付加機能類のうち、任意に ON/OFF できるものは、OFF にすること。
- ④ 測定は、測定信号切替時を含めて受信機が十分安定した状態に達してから行うこと。
- ヘイから二までの消費電力の測定において、信号の入力は、次に定めるところによるものとする。
- ① 地上波帯信号 (アナログ又はデジタル) 又はベースバンド信号の入力による測定
- i 映像信号は、動画映像信号を用いること。
- ii 音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とすること。
- iii アナログ入力信号は、同規格の C 六二〇一一の三・三の高周波テレビジョン信号を用いること。なお、入力信号レベルは、マイナスイ三十九デシベル (ミリワット) とすること。
- iv デジタル入力信号レベルは、放送局による標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠した信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナスイ四十九デシベル (ミリワット) とすること。
- ② 衛星放送波帯信号 (アナログ又はデジタル) の入力による測定
- i 映像信号は、動画映像信号を用いること。
- ii 音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とすること。
- iii 入力信号は、十一・七ギガヘルツと十二・二ギガヘルツの周波数帯の放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を用いること。なお、入力信号レベルは、マイナスイ四十五デシベル (ミリワット) とすること。

② 地上放送波帯信号の入力による測定

地上放送波帯信号は、日本の地上基幹放送局（電波法施行規則第四条第一項第二号の二に規定する地上基幹放送局のうち移動受信用地上基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。）を行う基幹放送局を除く。）によるデジタル放送と同方式の信号を用いること。また、入力信号レベルは、マイナス四十九デシベル（ミリワット）とすること。

③ 衛星放送波帯信号の入力による測定

衛星放送波帯信号は、日本の衛星基幹放送局（電波法施行規則第四条第一項第二十号の十一に規定する衛星基幹放送局をいう。）によるデジタル放送と同方式で第一中間周波数帯（B S右旋用中間周波数の場合、千三十二・二三〇千四百八十八・六九メガヘルツ）に変換された信号を用いること。また、入力信号レベルは、マイナス四十五デシベル（ミリワット）とすること。

(一) 区分名

区分名の表示に際しては、次の表のパネル種類欄、画素数欄に応じそれぞれ同表の区分名欄に掲げる用語を用いて表示すること。

パネル種類	画素数			区分名
	2 K未満	2 K以上4 K未満	4 K以上	
液晶	a	b	c	
有機EL			d	

備考

1 「2 K」とは、垂直方向の画素数が千八十、かつ、水平方向の画素数が千九百二十のものを用いる。

2 「4 K」とは、垂直方向の画素数が二千百六十、かつ、水平方向の画素数が三千八百四十のものを用いる。

(二) 区分名

B. 液晶テレビ及びプラズマテレビ

区分名の表示に際しては、次の表の画素数欄、受信機型サイズ欄、動画表示欄、付加機能欄にそれぞれ同表の区分名欄に掲げる用語を用いて表示すること。なお、この表示に必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機（直視型のバックライトを使用した液晶パネル又はプラズマディスプレイパネルを有するものに限る。）で、交流の電圧（定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト）に使用されるものとする。

画素数		受信機型サイズ		動画表示		付加機能		区分名	
FHD		十九V型未満		液晶ノーマル		左記以外のもの		DA	
十九V型以上 三十二V型未満		液晶倍速		液晶ノーマル		左記以外のもの		DB	
		付加機能の一つ有するもの		付加機能の一つ有するもの		付加機能の一つ有するもの		DB1	
		付加機能の一つ有するもの		付加機能の一つ有するもの		付加機能の一つ有するもの		DB2	
		付加機能の一つ有するもの		付加機能の一つ有するもの		付加機能の一つ有するもの		DB3	
		左記以外のもの		左記以外のもの		左記以外のもの		DC	
		付加機能の一つ有するもの		付加機能の一つ有するもの		付加機能の一つ有するもの		DC1	
		付加機能の一つ有するもの		付加機能の一つ有するもの		付加機能の一つ有するもの		DC2	
		付加機能の一つ有するもの		付加機能の一つ有するもの		付加機能の一つ有するもの		DC3	

右記以外 のもの		十九V型未満		三十二V型以上	
液晶ノーマル		液晶倍速	液晶ノーマル	液晶倍速	液晶ノーマル
付加機能を一つ有するもの	左記以外のもの	付加機能を一つ有するもの	付加機能を一つ有するもの	付加機能を一つ有するもの	付加機能を一つ有するもの
DK1	DK	DJ3	DJ2	DJ1	DJ
付加機能を二つ有するもの	左記以外のもの	付加機能を二つ有するもの	付加機能を二つ有するもの	付加機能を二つ有するもの	付加機能を二つ有するもの
付加機能を三つ有するもの	左記以外のもの	付加機能を三つ有するもの	付加機能を三つ有するもの	付加機能を三つ有するもの	付加機能を三つ有するもの
付加機能を一つ有するもの	左記以外のもの	付加機能を一つ有するもの	付加機能を一つ有するもの	付加機能を一つ有するもの	付加機能を一つ有するもの
付加機能を二つ有するもの	左記以外のもの	付加機能を二つ有するもの	付加機能を二つ有するもの	付加機能を二つ有するもの	付加機能を二つ有するもの
付加機能を三つ有するもの	左記以外のもの	付加機能を三つ有するもの	付加機能を三つ有するもの	付加機能を三つ有するもの	付加機能を三つ有するもの
DH3	DH2	DH1	DH	DG3	DG2
DG1	DG	DF3	DF2	DF1	DF
付加機能を一つ有するもの	左記以外のもの	付加機能を一つ有するもの	付加機能を一つ有するもの	付加機能を一つ有するもの	付加機能を一つ有するもの
付加機能を二つ有するもの	左記以外のもの	付加機能を二つ有するもの	付加機能を二つ有するもの	付加機能を二つ有するもの	付加機能を二つ有するもの
付加機能を三つ有するもの	左記以外のもの	付加機能を三つ有するもの	付加機能を三つ有するもの	付加機能を三つ有するもの	付加機能を三つ有するもの
DD3	DD2	DD1	DD	DE3	DE2
DE1	DE	DD3	DD2	DD1	DD

[illegible]

備考

1 「FHD」とは、垂直方向の画素数が千八十以上、かつ、水平方向の画素数が千九百二十以上のもの。

2 「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

3 「動画表示」とは、次のものとする。

液晶ノーマル・液晶パネルを用い、一秒間に六十コマ以上百二十コマ未満の静止画を表示するもの

(三) 受信機型サイズの表示に際しては、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値を表示すること。

(四) (六) [略]

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和四年十二月三十一日までの間に電気機械器具の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。

○財務省告示第三百十五号

歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)第十二条の二及び第二十八条の三第五項の規定に基づき、歳入徴収官事務規程第十二条の二及び第二十八条の三第五項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件(令和二年財務省告示第八十六号)の一部を次のように改正する。

令和三年十二月二十日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

財務大臣 鈴木 俊一

改 正 後

改 正 前

会計		主管又は所管	部	款	項	目
一般会計	内閣府	雑収入	国有財産	国有財産	入場料等収入	
	防衛省	官業益金及官業収入	利用収入	使用収入	入場料等収入	
自動車安全特別会	国土交通省	官業収入	病院収入	防衛省病院収入	手数料	
空港整備		雑収入	雑収入			
勘定						

会計		主管又は所管	部	款	項	目
一般会計	内閣府	雑収入	国有財産	国有財産	入場料等収入	
	防衛省	官業益金及官業収入	利用収入	使用収入	入場料等収入	
		官業収入	病院収入	防衛省病院収入		

液晶倍速…液晶パネルを用い、一秒間に百二十コマ以上二百四十コマ未満の静止画を表示するもの
液晶四倍速…液晶パネルを用い、一秒間に二百四十コマ以上の静止画を表示するもの
の
プラズマ・プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの

4 「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、DVD(録画機能を有するものに限る。)、ハードディスク、ブルーレイディスクレコーダーをいう。

(三) 受信機型サイズの表示に際しては、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値を表示すること。なお、この表示に必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機(直視型のバックライトを使用した液晶パネル又はプラズマディスプレイパネルを有するものに限る。)で、交流の電路(定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト)に使用されるものとする。

(四) (六) [同上]